

# 介護保険負担限度額認定制度について

H30.6月砺波地方介護保険組合作成

## 1. 介護保険負担限度額認定制度とは

要介護・要支援認定を受けている方で、所得の低い方が、次の(1)から(4)の施設※1へ入所・入院又はショートステイを利用する際の食費・居住費（滞在費）を軽減する制度です。**軽減を受けるには、毎年申請をして認定を受ける必要があります。**

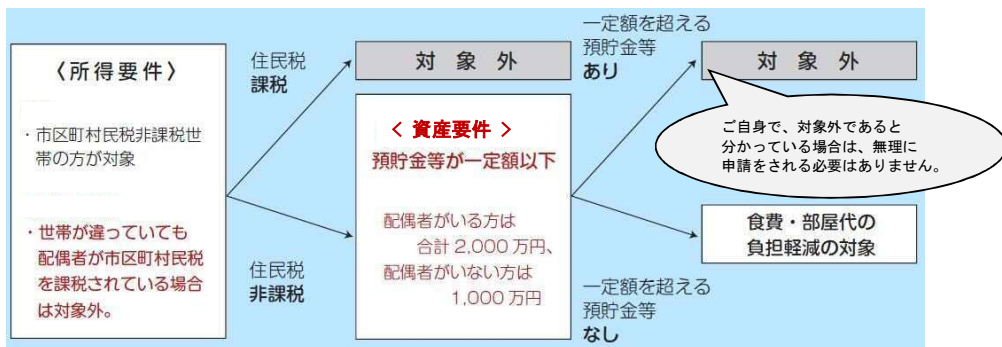
- (1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特養・地域密着特養）
- (2) 介護老人保健施設（老健）
- (3) 介護療養型医療施設（療養型病床群等）
- (4) 介護医療院

※1 グループホームや小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム等は軽減の対象になりません。

## 2. 負担限度額認定の対象となる方

被保険者本人の属する世帯全員が市民税非課税で、次の(1)と(2)のどちらにも該当しない方

- (1) 配偶者（内縁関係含む）が市民税課税である方
- (2) 預貯金等の資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超えている方



## 3. 食費・居住費（滞在費）の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	
第1段階	負担限度額認定の対象者の内、 ・世帯全員が市民税非課税※4で、 ・高齢福祉年金の受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	負担限度額認定の対象者の内、 ・世帯全員が市民税非課税で、 ・本人の合計所得金額※3と年金 (課税年金+非課税年金)収入額 の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (320円)	370円	390円
第3段階	負担限度額認定の対象者の内、 ・世帯全員が市民税非課税で、 ・第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第4段階 (非該当)	負担限度額認定の対象者でない方	軽減を受けるための負担限度額はなく、居住費（滞在費）・食費の利用者負担の金額は、施設と利用者の間で契約により決められます。ご利用の施設へご確認ください。				

※2 介護老人福祉施設（特養）とそのショートステイを利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。

※3 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」した金額と「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

※4 世帯員全員（世帯分離をしている配偶者も含む）の市民税が非課税かどうかは、4～7月申請の方は前年度市民税（前々年中の収入）を、8～3月申請の方は本年度市民税（前年中の収入）を確認します。

## 4. 申請に必要な書類

### (1) 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書 ※5

※5 本人や配偶者の記名と、ハンコ（認印可、シャチハタ不可）の押印が必要です。

（被成年後見人である場合は、成年後見人が申請されることとなります。本人印は不要ですが、後見人であることが分かる書類の写しを添付の上、後見人氏名を記入された横の後見人の印を押印ください。）

### (2) 添付書類

本人及び配偶者の資産を申告※11し、その内容が分かるものの写しを(1)の申請書に添えて提出※10していただく必要があります。

資産種類	提出書類	必要なページ等
預貯金 (普通・定期)	通帳の写し※6	・銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるページ ・直近2ヶ月以内の取引内容と最終残高が分かるページ 【注1】年金がある方は振込みが確認できるページが必要です。 【注2】通帳や証書が複数ある場合は、全て提出が必要です。
現金（タンス預金）	—	自己申告のため資料は不要です。
その他資産※7	通帳以外の写し	・投資信託や有価証券、金・銀などは、名義人が分かるページ ・直近2ヶ月以内の取引内容・時価評価額が分かるページ※8
負債※9	借用書の写し	・本人又は配偶者名義であることが分かるページ ・貸付額や返済期日等が分かるページ

※6 インターネット銀行等の場合は、残高証明書や口座残高ページの写し（ウェブサイトの写し可）でもかまいません。

※7 生命保険や不動産、動産、時価評価額の把握が難しい貴金属等は資産に該当しません。

※8 ウェブサイトの写しでもかまいません。

※9 預貯金等の資産合計額が一定金額（単身1千万円、夫婦2千万円）を超える場合は、負債を申告いただくことで資産額から差し引くことができます。ただし、一般的な金銭の借用や個人の住宅ローンは可能ですが、営む業務（個人名義でも不可）に係る負債や税金、保険料等の滞納額は、資産額の申告の差引には利用することができません。また、一定金額以下の場合には負債の申告をされる必要はありません。

※10 生活保護を受給している方は、資産の申告（預貯金等が確認できる書類の提出）は必要ありません。

※11 虚偽の申請により不正に特定入所者介護（予防）サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。


### ◎ 提出する前にご確認ください。

- 氏名の記入、押印はありますか？（表面、裏面あり）
- 通帳等の写しは添付してありますか？（本人・配偶者）  
※配偶者がいない場合は、本人のみ。  
※預貯金等を複数保有している場合は、すべて提出してください。

裏面もご覧下さい。

## 5. 申請受付窓口

(介護保険の被保険者証の下部に記載の保険者番号によって、窓口が異なります。)



保険者番号	申請受付窓口※12
162081	砺波市高齢介護課 (砺波市役所 1階) 又は 庄川支所
162099	小矢部市健康福祉課 (小矢部市総合保健福祉センター 1階)
162107	南砺市地域包括ケア課 (南砺市地域包括ケアセンター 1階) 又は 各行政センター

※12 原則、窓口での受付とさせていただきます。

やむを得ず郵送で提出される場合は、記入や押印漏れがないか、添付書類の不足がないか、十分に確認の上、月末まで余裕を持ってご提出ください。

## 6. 有効期間と更新 7月末日まで有効期間なので毎年更新申請が必要です。

### (1) 有効期間

要介護・要支援の認定を受けている方 … 申請月の1日※13から次の7月31日まで

要介護・要支援の新規認定申請中の方 … 申請月の1日※13又は要介護・要支援認定有効期間開始日のいずれか遅い方から次の7月31日まで

※13 申請月の前月以前の分は遡及認定できません。対象施設利用の際は忘れずに申請してください。

### (2) 更新申請

認定証の有効期間は、最長1年間のため、認定証を所持している方についても、毎年更新の手続きが必要になります。例年、6月下旬から7月中旬にかけて更新申請の方の事前受付を行っています。

認定証をお持ちの方が、8月1日以降も引き続き、食費・居住費の軽減を受けようとする場合は、遅くとも、有効期限が切れる月の翌月末までには申請書が受理されるよう、更新手続きを行ってください。なお、市民税課税となった等、世帯や所得状況によっては、認定証の更新ができない場合もあります。

## 7. 認定結果

### (1) 送付先

被保険者本人の住民票上の住所 又は 事前に送付先変更申出書を提出されている方はその宛先

### (2) 送られてくるもの

① 第1～3段階の方 … 結果通知書 (A4) と介護保険負担限度額認定証 (白色・黒字/B6)

② 第4段階 (非該当) の方 … 結果通知書 (A4)

### (3) 申請の受理から認定結果の発送まで

新規申請の場合、結果の送付までに通常1～2週間程度を要します。7月8月の更新時期は混み合うため、1ヶ月程度かかる場合もあります。要介護・要支援認定の新規認定申請中の方は、その結果が出てからの交付になるので、更に遅れる場合もありますのでご了承ください。

更新申請の場合、更新の事前受付を行った分については、例年お盆頃に送付しています。

### (4) 施設への提示

結果が手元に届きましたら、ご利用の介護保険施設や担当のケアマネジャーへ提示してください。

特に、第1～3段階として食費・居住費の軽減を受ける場合は、施設へ負担限度額認定証を提示されないと軽減を受けることができませんので、ご注意ください。

## 8. その他留意事項

### ◆申請に係る注意点

(1) 申請に書類不備等があった場合は、申請者に連絡を差し上げることがありますので、必ず連絡がつく電話番号を記入してください。また、書類不備や所得情報 (非課税年金等) を確認できないことによ

り、結果通知の発送に時間がかかる場合がございますので、ご注意ください。

(2) 申請に書類不備等があり、訂正や書類の追加提出を依頼した日から1ヶ月以上訂正や連絡がない場合は、訂正していただけないと判断し、申請書を返送することがありますので、ご了承ください。

(3) 申請書を提出される際に個人番号の記入がある場合は、その番号を確認する必要があるため、「被保険者の個人番号の分かるもの (マイナンバーカード等)」と「申請者の本人確認が出来るもの (運転免許証等)」と「被保険者の介護保険被保険者証」を窓口にご提示ください。

(4) 非該当となられた方でも、世帯の課税状況や資産状況等が変更となり、認定の条件に該当するようになることがあります。前回申請された申請書や添付書類は引継ぎされませんので、認定を希望される場合は再度申請して、改めて審査を受けていただく必要があります。再度申請をして認められた場合の有効期間開始日は、その再申請をした月の1日までしか遡及しませんので、ご注意ください。

### ◆負担段階のお問い合わせ

被保険者本人からであっても、電話による負担段階のお問い合わせには回答しておりません。交付された負担限度額認定証をご確認ください。認定証を紛失された場合は、市の申請窓口で再交付申請書をご記入ください。後日郵送により再発行いたします。組合のホームページから再交付申請書を取得し、必要事項を記入して組合へ郵送いただいてもかまいません。

### ◆転入した場合の取扱い

転入した方については、住所地特例者でない限り、前住所地の認定証を所持していたとしても、その認定証を引継ぐわけではありません。転入した場所で、改めて申請が必要になります。認定有効期間は、最大で申請した月の1日までしか遡れないため、認定有効期間に空白期間ができないよう注意してください。

### ◆生活保護受給者の申請

生活保護受給者は第1段階に該当しますが、自動的に認定証は交付されません。申請※14をする必要がありますので注意してください。

※14 生活保護受給者の方は、申請は必要ですが、資産の申告 (通帳等の写しを提出) は必要ありません。

### ◆有効期間中の負担段階の変更及び認定の取消

有効期間内であっても、たとえば、生活保護の廃止や、課税者である世帯員の転居により非課税世帯から課税世帯へ変更となった場合等、世帯状況や所得状況が変わった場合には、負担段階が変更になったり、認定が取消になることもあります。

### ◆市民税課税世帯に対する特例減額制度

介護保険負担限度額認定が非該当 (第4段階) でも、申請により軽減 (特例減額措置) を受けられる場合があります。次の要件 (1)～(6) の全てに該当する第4段階の食費・居住費を負担している方は、申請を受付した月の1日から第3段階の取扱いになりますので、ご相談ください。

- (1) 本人が介護保険施設 (特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型特別養護老人ホーム) に入所・入院していること。(ショートステイは対象外)
  - (2) 住民票上の世帯構成員 (別世帯の配偶者も含む。施設入所前の世帯も同一世帯とみなす。) の数が2名以上。
  - (3) 本人・配偶者・世帯員の現金、預貯金、有価証券等の合計額が450万円以下。
  - (4) 本人・配偶者・世帯員がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
  - (5) 本人・配偶者・世帯員全員が介護保険料を滞納していないこと。
  - (6) 本人・配偶者・世帯員の年間収入から、施設利用における1年分の利用者負担 (介護サービス費 (高額介護サービス費を考慮)、食費、居住費の合計※15) を引いた額が80万円以下となること。
- ※15 金額は施設ごとに異なります。施設との契約書や重要事項説明書等でご確認ください。また、計算する際の食費・居住費は第4段階としての施設との契約金額になります。

### <問合せ先>

砺波地方介護保険組合 業務課

〒939-1392 富山県砺波市栄町7番3号 (砺波市高齢者能力活用センター 2階)

TEL : 0763-34-8333 FAX : 0763-34-8334

ホームページ : <http://www.pci-area.tonami.toyama.jp>

「各種申請書様式」に申請書あります。